

平成31年労第116号

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成30年5月8日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成26年5月19日、会社A（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社C営業所において企画営業業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成28年11月17日、D医療機関に受診したところ、「F32.1 中等症うつ病エピソード」と診断された。請求人によると、上司からのセクシュアルハラスメント（以下「セクハラ」という。）及びパワーハラスメント（以下「パワハラ」という。）が原因であるという。
- 3 本件は、請求人が、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成31年1月17日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)
- 2 原処分庁  
(略)

### 第4 争 点

請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 理 由

### 1 当審査会の事実認定

(略)

### 2 当審査会の判断

- (1) 請求人の精神障害の病名と発病時期については、請求人の症状の経過等からみて、平成28年10月頃、ICD-10診断ガイドラインの「F32 うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病したものと判断する。
- (2) 精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書理由に記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）のとおりである。
- (3) 請求人の主張等を総合すると、本件疾病の発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）における請求人の業務による心理的負荷をもたらす出来事として、上司からのセクハラ及びパワハラ並びに仕事内容・仕事量の変化が考えられるので、以下検討する。
- (4) 上司であるEからのセクハラについて

請求人は、Eから、①何度も2人だけでの食事に誘われた、②テニスやジョギングに誘われた、③食事と能の鑑賞に2人だけで行く計画を立てられ、同鑑賞の日は日程を入れないように言われた、④誕生日の度にプレゼントをもらった、⑤背中や肩を頻繁に触られた、⑥仕事中心にやにやして見られたり、不謹慎なことを言われた、⑦F、G及びHへの出張について、Eと請求人の2人だけで行くよう執拗に迫られた、⑧会社のミーティングの席で、請求人にセクハラをしたと公言された、⑨請求人の家族の葬儀のときに、会社には家族葬であると伝えたにも関わらず、弔問に訪れ、会社のスマートフォンを渡された、など、一連のセクハラを受けたと主張する。

この点、Eは、平成29年12月13日付け聴取書において、同人が請求人に対して行ったことはセクハラだとは思っていないとしつつ、要旨、「①私は、請求人から、請求人の入社時に、他の従業員は昼食はどうしているのかと聞かれたので、近くに安くておいしいところがあるので案内するがどうか、と申し出て、請求人が入社した週に3回請求人と昼食に行ったが、それ以降は請求人を

誘っていない。また、私は、請求人と2人で残業していたときに、請求人に、一緒に食事をしないかと誘ったことが1回だけあるが、同じ日に2回声かけしても拒否されたので、それ以降は請求人を誘っていない。部下を昼食や夕食に誘うことは、請求人に限らずよくあることであった。②請求人を能に誘ったのは、会社C営業所の職員は皆誘ったことがあり、誘っていないのは請求人だけだったためであり、請求人に断られたら家族と行けばいいと思っていた。③請求人が入社して最初の誕生日に、メッセージをつけてケーキを贈った。請求人は、自分だけそういう扱いを受けるのは困ると言っていた。私は、次の年には贈るか迷ったが、贈ることにした。私は、誕生日のプレゼントを請求人にだけ贈っているものではない。④私は請求人に対し3回ほど肩をぼんとたたいたことはあるが、激励の意味合いである。また、レディファーストの意味合いで、エレベーターから先に降りるよう背中を押したことがある。⑤私が請求人の家族の葬儀に出席したのは、請求人が会社へ送付したメールの中に、葬儀への会社関係者の出席を拒む記載がなかったため、会社規定に従って、会社代表として出席しただけである。請求人に会社のスマートフォンを貸したのは、海外出張が迫っていて、会社に出て来られるようになるまで、会社との連絡用に必要と考えたからである。」旨を述べている。Iは、平成30年2月2日付け聴取書において、Jは、同年3月13日付け電話聴取書において、請求人の主張するいずれの出来事も、請求人がEからセクハラを受けたとは思わない旨述べている。

また、請求人が海外出張に2人だけで行こうと誘われたことを含むEからのセクハラを会社に訴えたことに対して、Iは、本件疾病発病前の平成28年9月、Eに対して、今後は、Eと請求人が出張を含めて2人だけで行動しないようにする、などと記載された要望書を渡し、会社の業務体制を、両名が直接関わらないように対応している。

上記を踏まえれば、請求人は、Eから、食事に誘われたり、連年にわたって誕生日プレゼントとしてメッセージ付きのケーキを贈られたり、肩や背中を触られたことが認められ、これらの出来事は、相当程度の困惑、恐怖となったことは想像に難くないが、一方で、Iが上記要望書をEに渡し一定の対応をして状況の改善が図られ、その後Eから請求人に対する行為が継続していないことを考慮すれば、請求人に生じた同出来事は、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の具体的出来事「セクシュアルハ

ラスメントを受けた」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するものの、Iにより改善が図られていることから、「中」である例の「胸や腰等への身体接触を含むセクシュアルハラスメントであっても行為が継続しておらず会社が適切かつ迅速に対応した」に該当し、同出来事の心理的負荷の総合評価は「中」とどまるものであると判断する。

#### (5) 上司からのパワハラについて

請求人は、Gに出張中、Eから突然、サンプルとして購入したが販路がなく、同人からずいぶん昔に社販で売ればよいと指示を受けたまま2年間も売れ残っていた商品について、販売元に買い戻してもらえるチャンスが来たのに適切に対処しておらず営業担当者としてなっていないなどと、理不尽な叱責を受けたと主張する。

この点、Eは、平成29年12月13日付け聴取書において、おおむね請求人の主張どおりの内容の叱責をしたことを認めているが、Iは、平成30年2月2日付け聴取書において、請求人とEとの間で請求人の主張するような内容のやりとりはあったが、Eは怒鳴ったり、大声を出したりはしていなかった、また、Eと請求人はお互いの考えが理解できない様子であった旨を述べている。また、Iは、上記聴取書において、Jは、同年3月13日付け電話聴取書において、いずれも、請求人がEからパワハラを受けたとは思わない旨を述べている。

上記を踏まえれば、請求人は、Eから、売れ残った商品の処分の方法について適切に対応していない旨叱責口調で指摘され、請求人が反発したことが認められるが、同出来事は、請求人とEとの間で、売れ残り商品の処分方法について考えの違いが生じたにすぎないものであることから、請求人に生じた同出来事は、認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するものであり、同出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

#### (6) 仕事内容・仕事量の変化について

請求人は、労働時間が業務上の心理的負荷の要因となったわけではない旨述べるが念のため、上記の点について検討する。この点については、審査官が労働時間集計表を作成しているところ、同労働時間集計表は、パソコンのログオン・ログオフ記録等客観的資料並びに請求人及び複数の会社関係者からの聴取等を基礎として労働時間を算定しており、評価期間も適切であって、その集計結果

は、おおむね妥当と認められる。同労働時間集計表によれば、請求人は、発病前4か月目から発病前3か月目にかけて、時間外労働時間数が20時間以上増加しているが、1か月当たり45時間以上とはなっていないことから、請求人に生じた同労働時間の増加を、認定基準別表1の具体的出来事「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に当てはめても、同出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

(7) 以上のとおり、請求人が主張する業務による心理的負荷をもたらす出来事は、その総合評価が「中」となる出来事が1つ、「弱」となる出来事が2つであるから、その心理的負荷の全体評価は「中」であって、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものということとはできない。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年3月25日